

令和6年度第2回武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会
議事録

日 時：令和7年3月5日(水)13時30分～14時58分

会 場：武蔵野市役所811会議室

参 加 者：計23名（委員13名、事務局4名、福祉公社6名）

後藤会長、久保田副会長、照井委員、野村委員、松丘委員、松田委員、
上野山委員、佐藤委員、大久保委員、馬庭委員、浅見委員、山崎委員、
加藤委員

(市) 山田健康福祉部長、福山地域支援課長、深見課長補佐、木島主事
(福祉公社) 森安理事長、藤本常務理事、堀田権利擁護課長、高橋権利
擁護センター長、馬場主任、定作

1 開会

2 会長挨拶（省略）

3 議題・報告

(1) 令和6年度武蔵野市成年後見制度利用促進事業・実施状況報告

①武蔵野市成年後見利用支援センター 業務報告（令和6年4月～7年1月）

②福祉公社利益相反事例（新規分）について

○事務局説明（省略）

【会長】

補足で、こだまネットという表現がありますが、市からの委託を受けこだまネットでも講演会、親なき後講座、個別相談会等を行っています。

こだまネットは、もともと「やまびこの会」という知的障害者の親の会がつくった法人で、知的障害者の家族を対象として専門の活動をしています。

③成年後見制度市民講演会 実施報告

④成年後見制度学習会・相談会 実施報告

○事務局説明（省略）

【会長】

学習会と相談会は、この協議会の委員が企画し、当日発表していただくなど、かなり力を入れています。ここで来年度に向けてのまとめができればと思います。

発表していただいた委員から感想と、今後に向けて改善点や提言等をお願いしたいと思います。

【委員】

もう少し時間に余裕があれば、参加者がゆっくり説明を聞けて、質問の時間も取れたと思います。

個別相談では、私は1件ご相談をいただきました。

【委員】

私も事例を紹介しましたが、時間がなかったということと、表面的でしたので、どのような内容であればさらに良かったのかと感じました。いろいろご意見をいただけたら、それに沿った内容を考えられると思います。

個別相談は2件でした。1件目は、まず身の上話で、踏み込んだ成年後見の相談はなかったというより、時間の制限で尻切れトンボになり申し訳なかったと思います。

2件目は成年後見制度の概要についてのご質問で、時間をかけて説明できることはありませんでした。意外に早く終わってしまったので、1件目と2件目が逆だったら、もう少し充実した話ができたとと思います。

【委員】

私も事例紹介を行いました。時間が少なかったのもありますが、あまり成年後見に知識のない方に対して、実際の事例について状況の説明から、何を行ったかまでを短い時間でまとめるのは難しい。でも、時間を長くしてもだらだらしてしまうので、紹介の仕方に工夫が必要だと感じました。

相談では、相談者が聞きたいことを具体的にまとめてきていただいたので、その質問に回答したところ、大変満足され「来てよかった」と言っていました。

【委員】

確かに時間を延ばせば良いのではなく、与えられた時間の中で密度を高めることが課題だと思います。

制度の説明から入ると時間がかかってしまうので、9月の講演会からの続き物として、1月の学習会は事例に特化し、事例から入る形でも良いと思いました。

今年は相談を実施しておりません。

【会長】

時間が短いことについて、難しさはありますが、1回参加することで、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士の話が聞けて、顔が見られて、個別相談もできるという、内容のある企画ですので、いかに効率的に実施するかというところですね。ご提案のように、講演会からの流れを考えて役割分担をするのも1つの方法かと改めて思いました。

事務局から何かありますか。

【事務局】

当日福祉公社は予約なしの相談を受け、後見に関しては4件ありました。

1つは、ヒルフェの連絡先を知りたいということでホームページをご案内しましたが、次回からはパンフレットを配架できると良いと思います。

また、お母様と任意後見契約を結びたいという息子さんから、必要な手順について質問がありました。

さらに、学習会での事例を聞いて、家族で後見人の仕事を担うのは大変なので、専門職の先生と共同で後見人となることはできるかという相談があり、福祉公社が共同後見を受任している事例をお答えしました。

【事務局】

今回新たな取り組みとして、福祉公社の職員が予約なしの相談に対応しました。その場で解決できなくても、来所相談につなげることができたと思います。

学習会では、費用を具体的に知りたいという意見が結構出ていました。それから、やはり高齢者の認知症と、障害をお持ちの方の親なき後、両方のテーマに触れる必要があると思いました。

今回新たにパネルディスカッションにしてみました。進行が難しかったと事務局でも考えております。一方アンケートでは「事例をたくさん聞いたのは良かった」という意見が多かったので、事例だけとするかはこの場でご議論いただきたいのですが、専門職からの事例紹介に基づく参加者との意見交換とするのが良いと私は感じました。

【会長】

今回の相談会で福祉公社の窓口もできて、受けられる範囲が広がったこともあり、まだ工夫の余地があると思います。

私も、年度上半期の講演会で基礎的な内容に触れ、下半期の学習会・相談会を関連づけるのは良いアイデアだと思いました。必ずしも全ての人が続けて参加するわけではないので、難しい面もあるかもしれませんが、なるべく両方参加していただくような形をとる。

それから、読めばわかる項目、例えば費用などについては、わかりやすいパンフレットを配架すれば、それをもとに会場で質問することもあれば、より深掘りして事例について話を聞くこともできると思いました。

【委員】

毎年のアンケートでも、もっと事例を聞きたいという意見があります。また、一般論としては聞いたことがあるけれども、わが家のケースはどうなのかという、個別にうかがうしかないような相談があるので、事例メインの学習会プラス相談会で、参加者のニーズに応えることができると思います。

【委員】

私も事例にニーズがあるのであれば、基本的な知識は講演会で知っていただき、この会は事例と相談を広く受け付けられる形が良いと思いました。

参加者は成年後見制度を全く知らない方から事情を抱えて来られる方までいらっしゃるので、事例発表に特化するのであれば、広報ではそのことがわかるようなタイトルをつけると良いと思います。

【委員】

私は成年後見制度の知識がなく、この制度をどういう人にどう説明すれば良いのかわかっていません。私も学習会に参加してみて、いろいろな制度があるというのはわかったのですが、もっと簡単に教えていただきたいと思います。

【会長】

貴重なご意見をありがとうございます。私たちは企画側なので、どうしてもどう企画するかと考えてしまいがちですが、当事者の方や、周囲の地域住民、あるいは関係者の方の目線で考えることも必要だと思います。

【事務局】

先ほどの委員の議論も踏まえまして、講演会や学習会・相談会では、「成年後見制度とは」という制度の概要を説明するパンフレットを用意し、参加者に参照していただけるようにしたいと思います。

【委員】

高齢者を支援する現場では、認知症の方の後見についての相談が増えています。

認知症については、今後、当事者も含めて、地域の方もいろいろなところで知る機会があると思います。例えば認知症への支援について相談の敷居が高いけれども、地域福祉の会の方が相談支援機関とつながった上で、家族介護支援などともコラボレーションできれば、地域の人が知りたいことをかみ砕いてくれることで、具体的に例えば自分とか、配偶者とか、自分が介護している親に当てはめて考えられるのだと思います。

認知症を知る冊子の中でも、後見制度のことについて記載があります。また、認知症サポーター養成講座とか、そういうことも含めて、今後は内容がわかりやすくなると聞いていますので、そういう形だったら、もう少し敷居が低くなるのではないかと思います。

【委員】

高齢者支援課に成年後見の話が来るパターンとしては、身寄りがない方で認知機能の低下などが見られて、首長申し立てという形をとって成年後見制度を利用していただく場合が多いです。

制度の周知に関しては、確かに周りの方からお話をしていただく方がハードルが低いと思うので、市は全面的にバックアップしていく必要があると感じました。

【会長】

当事者しかり、支援者、行政側も含めて、周りにいる市民の理解も必要です。そうしたツールがあると良いと感じました。

【委員】

1月のこだまネットの相談会に相談員として参加しました。親御さんが年齢を重ね、親なき後の生活を考える際に成年後見制度のご相談をいただくのが通例ですが、ご本人が若いうちに、親御さんが早めに制度のことを理解し、準備しておきたいというご相談も増えてきたと感じます。

先日の相談は、ご本人が若くご自身の生活で精いっぱいということでしたが、私たちのような何かあったときに相談できる場所と、ご本人がつながっておくことが大事ではないかと助言しました。

ご本人が私の施設で実施する余暇活動の事業に参加されたので、実際お会いすることができました。私たち事業所としては、いつか来るかもしれない、利用するかもしれないというときに備えるという視点で、ご本人やご家族と関係を築いたり、ご本人が関わる機関とつながっておくことが大事ではないかと思います。

【委員】

ここ数カ月で、例えば精神障害者の方の親御さんが急に入院されて、お子さんのお金の管理ができない、という事例が何件かありました。そういうことが発生するかもしれないから、事前に手続について知っておいてくださいというお話をしようとしても、やはり事が起こってからでないと入らないというのが現実です。

ですので、急な場合に自分たちではどうしようもなく、病院からは後見人をつけて入院の費用を払ってください。市役所さんお願いしますと依頼されます。そういうケースが非常に多いので、成年後見に関する対応にすぐ取りかけられるような準備や、関係される方との日ご

ろからの連携が大事で、ケースワーカーをはじめとする職員がしっかり勉強しておくべきと強く認識しています。

それから、先ほどお話しがあったご本人との日ごろからの関係づくりですね。いざというときにこちらからお話ししても、すぐには通らない。「あなたは後見人をつける必要がありますよ」と話をしなければならぬときに、関係ができていないと難しいので、やはり日ごろから関係づくりをして信頼してもらえることが、そういった手続に向けて大事だと思います。

【委員】

昨今、認知症、精神疾患の方、子なき高齢者の方が増えていると身をもって感じています。ケアマネジャーがついている場合は、サポーターとして専門職や制度につなげる人がいるということなので、ケアマネジャーが知識を深めれば良いのですが、問題は、つなげる人がいない場合です。こういう方は、学習会などに参加するのは敷居が高かったり、そもそも会場に行くまでの移動が大変ということもあると思います。なので、先ほどのご意見のように、在宅介護支援センター、圏域レベル、またはコミセン、民生委員さんレベルのように小規模で誘いやすいような勉強会の機会があっても良いと思いました。

【会長】

今おっしゃったように、認知症の場合と知的障害の場合、あと潜在的には精神障害の方のニーズもあり、特に精神障害の当事者の方からの要望はなかなか出てきにくいので、そういったところへの配慮も必要だと思います。

【委員】

資料2の2-（1）「支援が必要な人の早期発見と連携体制の強化」では、計画としてニーズを把握するために行うことが書かれています。

一方、相談会等の実績は全部3-（1）に記載されているように見えるのですが、土曜日にわざわざ時間をつくって来る方は、関心が高いもしくは自分事として問題を抱えている方だと思いますので、相談会での実績は、2-（1）の実績に入れても良いと思いました。

それから、私たちは経済的な問題を抱えている方を受けける部署ですが、認知症や、精神障害のある方、知的障害のある方など、いろいろな方がいらっしゃいます。

印象に残っている事例として、認知症や親なき後の対応のためということではなく、いわゆる毒親から子を離すために、生活福祉課のケースワーカーが首長申し立てをして、成年後見に結びつけたことがありました。

【委員】

私は総合相談窓口で、どこに相談して良いかわからないという方を受けると同時に、ひき

こもりの支援もしています。ひきこもりの理由もいろいろですが、不登校からずっと 30～40 年ひきこもっているという方の親御さんが年老いてもう面倒を見られない、親なき後が心配というご相談でいらっしゃいます。

ひきこもりの相談を受けていると、制度を使うかは別として、成年後見制度についての知識を持っていない方が多いと感じます。障害者手帳を持ち、支援機関などにつながり、ある程度守られる状態にある方は良いのですが、そこに至っていない状態の方がたくさんいらっしゃいます。

武蔵野市内では、成年後見制度や親なき後について勉強しているひきこもりの親御さんの会はありませんが、広域では結構あります。そういう情報をどれだけ私たちが提供できるかが大事だと思います。

資料 2 の 3-(1) に講座等の実績がたくさん載っていますが、これをどのようにその方々に届けるか、広報が大事だと感じます。たくさんある講演会や学習会のうち、どれに出れば欲しい情報を得ることができるかについては、今までのご発言の中にたくさんちりばめられていたと思いますので、あとはどのように情報提供するか、ご案内できるかが大事だと思います。

それから、先日の学習会・相談会について、知的障害の方の親御さんと認知症の方の成年後見では知りたいことが少し違うと思います。学習会と講演会をシリーズにして、テーマをしっかりと決めて実施するのが良いと思いました。

【会長】

学習会の目的は啓発です。何のために啓発するかというと、認知症の方、精神障害の方、知的障害の当事者の方はもとよりご家族の困り事をどのように解決すれば良いか、その情報を共有するためです。

どんな情報を、どのような人に、どう提供してそれを活用できるか、ということが非常に重要なポイントです。成年後見制度という 1 つの手段について、様々な部署が、様々な形で啓発するという、かなり広がりのあるテーマの一部をこの学習会・相談会も担っていることになるかなと思います。相互にいろいろな部署が関連し合っているということですね。

【事務局】

みなさまのご意見を踏まえて、来年度は第 1 回ネットワーク連絡協議会を前倒しすることができれば、講演会と学習会・相談会の内容をより早く検討できます。また、1 月、2 月という寒い時期の集客は難しいので、講演会と学習会・相談会をセットで考えるのであれば、講演会・相談会を少し前倒し、間隔を短くして開催する可能性もあるかと思います。後ほどあわせてご議論いただければと思います。

(2) 成年後見人等報酬支払費用助成制度の改定について

(3) 令和7年度武蔵野市成年後見制度利用促進事業・事業計画（案）について

○事務局説明（省略）

【委員】

第1回の会合を早めるほうが今後の計画が柔軟に行くと思うので、私も賛成です。

【会長】

こだまネットも、来年度は一緒に年間予定を組み、相互に役割分担をしていくことができればと思います。

では、本日出た意見も踏まえて、大まかなスケジュールについては異議なしということで進めます。

4 その他

【委員】

事業報告で市民後見人の受任数が0名ということなのですが、市民後見人の推薦のガイドラインに沿って、市民後見人の推薦が実際に検討されたケースはありましたか。

【事務局】

基本的には資産があまり多くなく、施設に入所されていて、親族に争いがないなどの要件が揃う場合に、市民後見人をお願いしています。昨年度までは1件ありましたが、被後見人が逝去されました。

適切なケースは市民後見人をお願いしていきたいとは思っていますが、施設入所者でも施設から緊急時の対応を求められたりしますので、現状を知り躊躇されてしまうこともあると思います。

【委員】

「福祉公社後見活動メンバー登録者数」が4人となっているんですけども、この方たちは実際に福祉公社の法人後見の活動をされたりするのですか。

【事務局】

武蔵野市では、地域福祉権利擁護事業の支援員であることが、市民後見人の養成講習の受講の要件となっています。地域福祉権利擁護事業では、軽度の認知症の方や障害がある方で、

契約がある程度理解できる方を対象に金銭管理支援を行います。この事業では職員だけではなく、市民の方に支援員として活動をしていただいています。なので、たまに市民の方から「市民後見人に興味がある」とお問い合わせが入ることもありますが、「先に地域福祉権利擁護事業の支援員の養成講習を受けてください」とご案内をしています。

【事務局】

今年度から始まった第2期成年後見利用促進基本計画の中にも「市民後見人の育成及び支援」を課題として挙げています。

一方で、福祉公社にはセーフティーネットとして、専門職の方がつかなかったり、複雑な背景があるような難しい案件を受けていただいていますので、市民後見人を養成しても、すぐに後見人就任をお願いできるような状況ではないということもあります。これらの事情も考慮しながら、課題として取り組んでいきます。

5 閉会

【会長】

今日の活発な議論をぜひ来年度の活動、施策等にも反映していただくことを期待しています。この協議会は支援者側の人間が多いので、市民の方あるいは当事者のご意見も議論の中に反映させていかなければいけないと思います。まだまだ課題はありますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。